IGC コードの弁、液面計測装置及び圧力逃し装置に関する統一解釈 に関する事項

改正規則等

鋼船規則 GF 編及び N 編 鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

IGC コードの弁、液面計測装置及び圧力逃し装置に関する統一解釈に関する事項

改正理由

IGC コード(液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則)は,2014年5月にIMO決議 MSC.370(93)により全面改正が行われ、当該改正は本会規則に既に取り入れられている。

その後 IACS では、IGC コードに規定される弁のタイプテストに関する要件を明確にするため、IACS 統一解釈 GC26 を 2018 年 10 月に採択した。さらに貨物タンクの液面計測装置の保守に関する要件及びインタバリアスペースの圧力逃し装置の容量に関する要件についても、同様に IACS 統一解釈をそれぞれ GC27 及び GC28 として 2018 年 12 月に採択した。

このため、IACS 統一解釈 GC26, GC27 及び GC28 に基づき、関連規定を改めた。 なお、GC28 の内容については本会規則に既に取り入れられているが、統一解釈と 構成を整合させるべく、関連する条項を移設した。

改正内容

- (1) 弁のタイプテストにおける流量又は容量の承認について、主管庁又は本会による承認が求められるもの及び製造者による証明が求められるものを明記した。
- (2) 貨物タンクの液面計測装置を1つのみとする場合には、当該タンクをガスフリーすることなく液面計測装置(パッシブな部品を除く。) を開放点検できなければならない旨を明記した。
- (3) インタバリアスペースの圧力逃し装置に関する解釈の記載箇所を統一解釈と整合させた。

改正条項

鋼船規則 GF 編 16.7.1

鋼船規則 N 編 5.13.1

鋼船規則検査要領 N 編 N5.13.1, N8.1.1, N8.2.2, N13.2.2